

## 一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター会員規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター（以下「当法人」という。）の会員制度について定めるものとする。

### (会員の種類)

第 2 条 当法人には以下の種類の会員をおく。

#### (1) NM 会員

ハイクオリティ認証の申請意思があり、所定の申込用紙を提出し、入会金及び年会費を納めた法人及び個人事業者を NM 会員とする。

#### (2) 賛助会員

当法人の主旨に賛同し、所定の申込用紙を提出し、入会金及び年会費を納めた法人及び個人事業者を賛助会員とする。

### (入会)

第 3 条 当法人の会員となろうとする者は、別に定める会員申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第 4 条 当法人の会員は以下区分に従って入会金及び会費を納めなければならない。既納の入会金及び会費は、当法人の理事会の決定以外いかなる事由があっても返還しない。

#### (1) NM 会員

1 社ごとに、入会金 3 万円、年会費一口 1 万 2 千円とする。入会金は入会時期に関わらず一定額とする。

#### (2) 賛助会員

入会金 3 万円、年会費一口 6 万円とする。

2 入会金及び会費は、理事会で別途定めることができる。

3 入会金及び会費には、別途消費税が加算される。

### (会費の納付)

第 5 条 当法人の会員は、当法人の事業年度を単位として当該年度の前年度 3 月末日までに一括して会費を納めるものとする。

2 事業年度の途中において会員となった者は、入会金及び、下記の算式から算出された初年度の会費を納めるものとする。

(NM 会員) 1,000 円 × 入会申請時における事業年度の残月数 (申請月含む)

(賛助会員) 5,000 円 × 入会申請時における事業年度の残月数 (申請月含む)

3 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(特典)

第6条 会員には以下の特典を付与するものとする。

(1) 特典の内容

ナチュラルメディシン・データベース WEB版の利用

A. NM会員

a. ハイクオリティ認証を取得した会員

ハイクオリティ認証 取得製品数	ナチュラルメディシン・データベースアクセス権の数 (一つのID・PASSで同時アクセスできる人数)
1	口数と同じアクセス数
2～5	1アクセス追加
6～10	2アクセス追加
11～50	4アクセス追加
51～100	9アクセス追加
101以上	アクセス数無制限

b. ハイクオリティ認証未取得の会員

ナチュラルメディシン・データベースアクセス権の数 (一つのID・PASSで同時アクセスできる人数)
口数と同じアクセス数

B. 賛助会員

ナチュラルメディシン・データベースアクセス権の数 (一つのID・PASSで同時アクセスできる人数)
口数と同じアクセス数

(会員入会手続き)

第7条 第3条に規定の会員申込書により当法人が申し込みを受領し、入会に特段の不具合が認められない場合は仮入会を認められたものとする。

- 2 仮入会が認められた場合、申込者は、第4条に規定する入会金、および初年度の会費を指定する期限までに納入しなければならない。
- 3 仮入会が認められた申込者には第5条の会員としての特典を付与する。
- 4 入会後に開催される理事会にて、入会の許可を得ることにより正式な入会とする。
- 5 理事会にて入会が不許可となった場合は、入会が取り消されたものとし、支払い済の入会金、年会費は返却する。

(施行期日)

平成23年1月5日